

公示送達書

大洗町告示第26号
令和8年7月3日

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び大洗町税条例第18条の規定により公告します。

なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。

大洗町長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
NGUYEN THI MY LINH	地方税法第319条の2に基づく書類	
JAB SARON	地方税法第319条の2に基づく書類	
K C SUMA	地方税法第319条の2に基づく書類	
HOANG DUC VUONG	地方税法第319条の2に基づく書類	
RITH SOPHEAK	地方税法第319条の2に基づく書類	
BRITNY ANGGREINY VERONIKA KEYSA LOLOWANG	地方税法第319条の2に基づく書類	
ALFINA CRISTINA KAPENA	地方税法第319条の2に基づく書類	
PHAM THI MY LE	地方税法第319条の2に基づく書類	
HIYAS LEDIZA PAQUIBOT	地方税法第319条の2に基づく書類	
KRISTIAN LUCKY KANDOU	地方税法第319条の2に基づく書類	
VILARIYANTI	地方税法第319条の2に基づく書類	
TRAN THI HUE	地方税法第319条の2に基づく書類	
CINDY OKTAVIANI	地方税法第319条の2に基づく書類	
MUHAMMAD IMAM BAYU NUGROHO	地方税法第319条の2に基づく書類	
MAESAROH	地方税法第319条の2に基づく書類	
EFNU SHOLEH SUNARDI	地方税法第319条の2に基づく書類	
VERENITA THERESA PALIT	地方税法第319条の2に基づく書類	
I PUTU WISTAWAN	地方税法第319条の2に基づく書類	
I GEDE YUSRIANTA	地方税法第319条の2に基づく書類	
I NYOMAN GUNADI	地方税法第319条の2に基づく書類	
WALLACE JAMES CAMPBELL	地方税法第319条の2に基づく書類	
DUONG LINH NHI	地方税法第319条の2に基づく書類	
BUI VAN TUAN	地方税法第319条の2に基づく書類	
AKHSANUL FIKRI	地方税法第319条の2に基づく書類	
CHIB SARIN	地方税法第319条の2に基づく書類	

送達する書類の保管場所
大洗町役場 税務課町民税係

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。